公　　示　　日：2022 年 11 月 30 日（水）
調達管理番号：22a00649
国　　名：ブルキナファソ
担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：ブルキナファソ国農業・農村開発政策アドバイザー業務
フェーズ 3

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：農業・農村開発政策アドバイザー
（２） 格　　付　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2023 年 1 月下旬から 2024 年 3 月上旬
（２） 業務人月：現地　4.00 人月、国内　1.00 人月、合計　5.00 人月
（３） 業務日数：

- 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日
- 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日
- 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日
- 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 34%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1 部

（３） 提　　出　　期　　限：2022 年 12 月 14 日（水）（12 時まで）
（４） 提　　出　　方　　法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2022 年 12 月 23 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針　16 点
② 業務実施上のバックアップ体制　4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験　40 点
② 対象国・地域での業務経験　8 点
③ 語学力　16 点
④ その他学位、資格等　16 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	農業政策に係る各種業務
対象国及び類似地域	ブルキナファソ及び全途上国
語学の種類	英語。なお、仏語ができれば望ましい。（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

ブルキナファソは西アフリカの中央に位置する内陸国であり、度重なる政変・政治危機、また人口増や気候変動がもたらす失業や食料危機を起因とする深刻な貧困蔓延等の問題を抱えている。また、近年では過激派勢力の伸長による著しい治安悪化と同影響による更なる貧困悪化に直面している。

同国の農業生産は GDP の 18.4%を占め[1]、農業セクターは人口の 82%[2]が従事する重要産業である。また、食料安全保障や貧困削減の観点からも同国開発における農業セクター開発、中でも農業生産性向上は重要事項の一つである。ブルキナファソの農業は天水農業が主であり、サヘル地域の厳しい気候下にあるため、降雨量等の気象条件に大きく左右される。また、農業投入財も限定的で、このため低い生産性に留まっている。

2016 年 7 月に採択された「国家経済社会開発計画（PNDES）2016-2020」では、①制度・行政の近代化、②人的資本の開発、③富と雇用を創出するあらゆるセクターの再活性化を優先課題としており、②、③に係る重要なセクターとして農業開発を掲げてきた。また、続く「第 2 次国家経済社会開発計画（PNDESII）2021-2025」においても、経済、雇用の成長分野の強化に向けた戦略として、農業の生産性、レジリエンスおよび市場志向性の向上と持続的な発展にかかる目標が設定されている。

我が国は 2018 年 8 月に国別開発協力方針を策定し、PNDES の優先課題を踏まえて重点分野（１）として「農業開発」を定め、農業生産物の多様化、高付加価値化等により農業従事者の所得の安定及び向上を図り、経済成長の加速化を支援することとしている。また、「アフリカ稲作振興のための共同体[3]（Coalition for African Rice Development、以下「CARD」）による稲作支援等を実施し、また食糧安全保障を促進するとともに、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ[4]（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」）」による栄養改善に取り組むことも方針に盛り込んでいる。

---

[1] 世界銀行、2020年

[2] Ministère de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt - Politiques agricoles à travers le monde - Fiche pays - Burkina Faso、2015年

[3] サブサハラ・アフリカのコメの生産量を倍増させることを目標に、2008年のTICAD IVでJICAが国際NGOのアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）と共同で立ち上げた国際イニシアティブ。

[4] アフリカにおける栄養改善を目指し、2016年のTICAD VIIに際し、JICAとアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）が立ち上げた国際イニシアティブ。

このようなブルキナファソ国の政策、および我が国の国別開発協力方針に沿って、JICA は本案件の前任となる農業・農村開発アドバイザーの派遣、ゴマの生産支援等の農業生産物の多様化・高付加価値化のための協力を実施してきていた。また、現在は「灌漑区再活性に向けた能力強化プロジェクト（2022-2025）」、「農業を通じた栄養改善プロジェクト（2021-2027）」、および「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト（2017-2022)」など、農業生産性向上のための施肥栽培促進の各分野においても、技術協力プロジェクトを推進している。また、2015 年より同国農業畜産水産資源省（MARAH：Ministère de l'Agriculture, des Ressources Animales et Halieutiques）関係者が、JICA が本邦で実施している「アフリカ地域市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion、以下「SHEP」）」研修に参加しており、この帰国研修員を中心に SHEP アプローチの実践が試みられている。

本アドバイザーの派遣は、2019 年 9 月に提出された要請書に基づくものであり、上記既存案件のモニタリング、農業・農村開発にかかる計画立案、協力プロジェクトの実施調整、事業評価等に関する助言を通し、MARAH の能力強化を図るものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ブルキナファソにおける農業・農村開発政策に係る情報収集・整理、課題分析を行うとともに、プロジェクト／プログラム計画・実施に関する専門的な助言を行うことにより、MARAH の能力を強化することが期待される。具体的な担当事項は次の通りとする。

（１） 国内準備期間（2023 年 2 月上旬～2023 年 2 月中旬）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ブルキナファソ政府作成の関連報告書等を参照し、ブルキナファソ農業・農村開発にかかる現状と課題を把握する。

② 日本が実施してきた協力および現在実施中のプロジェクトの概要を把握・分析する。特に、プロジェクトの計画・実施にかかる横断的事項として以下 3 点にかかる情報整理のための事前情報収集を行い、ワークプランに反映する。

（ア） ブルキナファソ政府におけるプロジェクト実施規定と運用実態：2022 年 11 月現在、プロジェクト開始の条件として「プロジェクトドキュメント[5]」の策定が必要となっている。こうした規定について各技

[5] ブルキナファソ政府側で作成する資料であり、背景、目的、構成要素、コスト、SDGsおよび農業政策との整合性等を網羅的に記載した文書。R/Dに規定した先方負担事項、カウンターパート予算の確保のために必要な手続きであるが、PDMとは異なる枠組み・項目構成で作成されている。

術協力プロジェクト[6]の専門家へのヒアリング等から事前に把握する。なお、専門家にかかる情報は契約後別途提供予定。

（イ） 治安情勢を踏まえた遠隔でのプロジェクト実施にかかる開発パートナー・ドナーのプロジェクト優良事例

（ウ） 「気候変動対策支援ツール（適応策）」（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）pp.1～39 の「気候リスク評価の実施」及び pp.42～44 の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、「農業を通じた栄養改善プロジェクト」および農業セクターにおける技術協力プロジェクトにおける気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を整理・および評価し、取りまとめる。詳細計画策定調査等で確認した気候リスク評価を参照しながら実施し、追加で情報収集・確認が必要なものについては、現地業務期間において確認する。

③ 農業・農村開発政策アドバイザーの本業務の前フェーズまでに実施支援された帰国研修員による SHEP 研修内容を確認し、そのフォローアップに向けた対応を検討する。

④ JICA 経済開発部及びブルキナファソ事務所と連絡・調整の上、①～③を踏まえ、現地における業務内容を整理する。

⑤ ワークプラン（和文）を作成し、経済開発部による確認の後、経済開発部および JICA ブルキナファソ事務所へデータを提出する。なお、本ワークプランおよび各提出物の仏文版は JICA 側で作成する。そのためワークプランは各渡航 1 週間前までに提出する。

（２） 第 1 次現地業務期間（2023 年 2 月下旬～2023 年 3 月下旬）

① 現地業務開始時に、C/P 機関（MARAH）にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② （１）②にかかる事前情報整理の結果を基に、C/P 機関及び関係する技術協力プロジェクト関係者へのヒアリング等により実態を確認し取りまとめるとともに、必要に応じて実施中の各技術協力プロジェクト関係者に対し、事業の推進とモニタリングにかかる助言を行う。なお、特に（１）②（ア）にかかる業務については、円滑なプロジェクト推進に向けて、ブルキナファソ政府側のプロジェクト開始条件のみならず、その後のモニタリング、評価の実態を整理する。

③ MARAH の組織図と各組織の TOR および人数等の体制にかかる最新の情

[6]現行の「農業を通じた栄養改善プロジェクト」「灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト」「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト」

報を収集し分析する。その結果、各技術協力プロジェクトの推進や、今後の政策立案機能に関する組織的なリスクや留意事項があれば、必要に応じて C/P 機関およびプロジェクト関係者への助言を行う。

④ 「農業を通じた栄養改善プロジェクト」の本格活動実施フェーズの開始に伴い、ハイレベルの関係者会合等に必要に応じて出席し、MARAH に対し、関係省庁間、および開発パートナーとの連携促進に向けた技術的な助言を行う。

⑤ 「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデル構築プロジェクト」の終了にあたり、報告会へ出席し、MARAH および本プロジェクトの C/P であるブルキナファソ国立環境農業研究所（INERA）関係者に対し、プロジェクトのクロージング対応、終了後の C/P 機関の活動、および展開に向けた助言を行う。

⑥ JICA ブルキナファソ事務所に現地業務結果報告書（和文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３） 第 1 次国内整理期間（2023 年 4 月上旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。各派遣時の現地業務結果報告書についても仏文版は JICA で作成する。

（４） 第 2 次国内準備期間（2023 年 7 月中旬～2023 年 7 月下旬）

第 2 次派遣にかかるワークプラン（和文）を作成し、経済開発部による確認の後、経済開発部および JICA ブルキナファソ事務所へデータを提出する。

（５）第 2 次現地業務期間（2023 年 8 月上旬～2023 年 9 月上旬）

① 現地業務開始時に、C/P 機関に第 1 次派遣の現地業務結果報告書（仏文）と第 2 次派遣にかかるワークプラン（仏文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② 第 1 次渡航業務の（２）②を継続して実施する。

③ 「灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査が予定されているため、必要に応じて会合へ出席し、本格活動実施フェーズへの円滑な移行を支援すべく、JICA 側関係者および C/P 機関への助言を行う。

④ 帰国研修員による SHEP 研修のフォローアップ方法について C/P 機関と

の協議を行う。現時点では、第 3 次現地業務期間中に、帰国研修員を講師とした研修実施を支援することを想定している。開発パートナーからの参加者の巻き込みも視野に入れ、C/P 機関の計画策定に助言を行う。

⑤ JICA ブルキナファソ事務所に現地業務結果報告書（和文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（６）第 2 次国内整理期間（2023 年 9 月中旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（７）第 3 次国内準備期間（2023 年 10 月上旬）

第 3 次派遣にかかるワークプラン（和文）を作成し、経済開発部による確認の後、経済開発部および JICA ブルキナファソ事務所へデータを提出する。

（８）第 3 次現地業務期間（2023 年 10 月中旬～2023 月 11 月中旬）

① 現地業務開始時に、C/P 機関に第 2 次派遣の現地業務結果報告書（仏文）と第 3 次派遣にかかるワークプラン（仏文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② 第 2 次渡航業務の（５）②を継続して実施する。

③ 第 2 次渡航業務期間において計画した、帰国研修員を講師とした SHEP 研修の開催を支援する。開発パートナーの巻き込みや、研修後のフォローアップについても支援を行う。

④ JICA ブルキナファソ事務所に現地業務結果報告書（和文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（９）第 3 次国内整理期間（2023 年 11 月下旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（１０）第 4 次国内準備期間（2023 年 12 月下旬）

第 4 次派遣にかかるワークプラン（和文）を作成し、経済開発部による確認の後、経済開発部および JICA ブルキナファソ事務所へデータを提出する。

（１１）第 4 次現地業務期間（2024 年 1 月上旬～2024 年 2 月上旬）

① 現地業務開始時に、C/P 機関に第 3 次派遣の現地業務結果報告書（仏文）と第 4 次派遣にかかるワークプラン（仏文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② 第 3 次までの活動を基に、（１）②（ア）～（ウ）にかかる情報を整理し、必要に応じて最新化する。

③ SHEP 研修の実施について、C/P 機関とともに実施結果の振り返りと、今後の事業展開にかかる協議を行う。ブルキナファソ側のリーダーシップが発揮され、また活動にかかるオーナーシップが醸成されるよう、今後の活動展開に関する期待や適切な実施方法等についてヒアリングするとともに、事業展開について協議する中で MARAH のプログラム形成能力の強化を図るため、要すれば技術的な助言を行う。

④ 現地業務完了に際し、業務の成果、将来的な新規技術協力プロジェクト形成・実施にかかる助言を含む現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA 経済開発部へ提出する。JICA 側で作成した仏文版を C/P 機関に提出し、報告する。

⑤ JICA ブルキナファソ事務所に現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（１２）第 4 次国内整理期間（2024 年 2 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

各現地業務開始の 1 週間前までに提出する。

電子データ（和文）

（２） 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。提出部数は以下のとおり。

電子データ（和文）

ただし、第４次現地業務結果報告書（和文）は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第４次現地業務結果報告書には

第１次～第３次現地業務結果の概要を含め再整理した上で、以下を盛り込み、最終報告書として内容を取り纏めることとする。

１）ブルキナファソ農業政策の変遷にかかる分析結果（最新化）

２）ブルキナファソにおける技術協力プロジェクト計画策定・実施運営にかかる提言（日本語のみ）

（３） 専門家業務完了報告書

2024 年 2 月 15 日(木)までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びブルキナファソ事務所に提出し、報告する。

電子データ（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価

紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

（２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html を参照願います。

（３） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇔パリ⇔ワガドゥグを標準とします。

（４） 宿泊料単価

格付に関わらず 18,650 円／泊で計上ください。

（５） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、現時点でブルキナファソ入国後の隔離措置はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ） 宿 舎 手 配：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：あり

エ） 通 訳 傭 上：あり

オ） 現地日程のアレンジ:第１次現地派業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供:農業畜産水産資源省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ブルキナファソ国農業・農村開発政策アドバイザー業務　業務進捗報告書（2021 年）

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。現地情勢は不安定であり、JICA の安全対策措置については随時の変更が想定されるため、渡航制限等による業務計画の変更を余儀なくされる場合は、随時協議を行うこととします。なお、2022 年 11 月現在、ワガドゥグ市内以外への日本人専門家の渡航は禁止されている他、日本人専門家の渡航については 2 週間以上前の渡航申請提出が必須であり、各渡航時の活動の安全性を確認した上で現地業務にあたることとなります。また、現地傭人のワガドゥグ市外への移動に関しても、2 週間前の事前申請が必須となっていることを念頭に置いた業務実施が必要となります。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や現地治安情勢及び先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

以上